



2019年9月26日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社
(コード番号：9308 東証第一部)
代表者名 代表取締役社長 乾 康之
問 合 せ 先 コーポレートマネジメント部長
加藤 貴子
(TEL. 03-5548-8613)

訴状受領に関するお知らせ

当社は、2019年9月11日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」の「5. その他」において、下記3.に記載する訴訟を提起した者による訴訟提起に関して、訴状を受領次第、改めて開示する旨を公表いたしました。本日、東京地方裁判所より訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟が提起されるに至った経緯

当社は、2019年6月21日開催の第99回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）において、第1号議案「剰余金の配当の件」、第2号議案「取締役5名選任の件」、第3号議案「監査役1名選任の件」、第4号議案「当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）承認の件」を可決し、併せて第1号議案による配当に追加して、当社普通株式1株につき金38円28銭を配当する旨の動議を否決いたしました（以下、「本決議」と総称します。）。このたび当社の株主様1名が、本決議の取消しおよび訴訟費用の当社負担を求めて訴訟を提起し、本日、当社において訴状の送達を受けました。

2. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 提訴日 2019年9月6日
- (3) 訴状送達日 2019年9月26日

3. 訴訟を提起した者

名 称 アルファレオホールディングス合同会社
所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
代表者 代表社員 株式会社マキス 職務執行者 渡邊 章行

4. 訴訟の内容

- (1) 会社法第831条第1項第1号（株主総会の決議の方法が法令に違反し又は著しく不公正なとき）に基づく本決議の取消しの請求
- (2) 訴訟費用を当社の負担とする旨の請求

5. 今後の見通し

当社といたしましては、本総会における本決議は適法に行われたものと確信しており、本件訴訟において、当社の考えを主張していく所存です。

以上